

令和7年度

第2回山形市働く女性の家運営委員会

日 時 令和8年2月10日（火）

午後3時から午後4時まで

場 所 福祉文化センター（東部公民館）

2階講堂

次 第

1 開 会

2 所長あいさつ

3 委員長あいさつ

4 審 議

（1）令和7年度山形市働く女性の家事業実施状況について

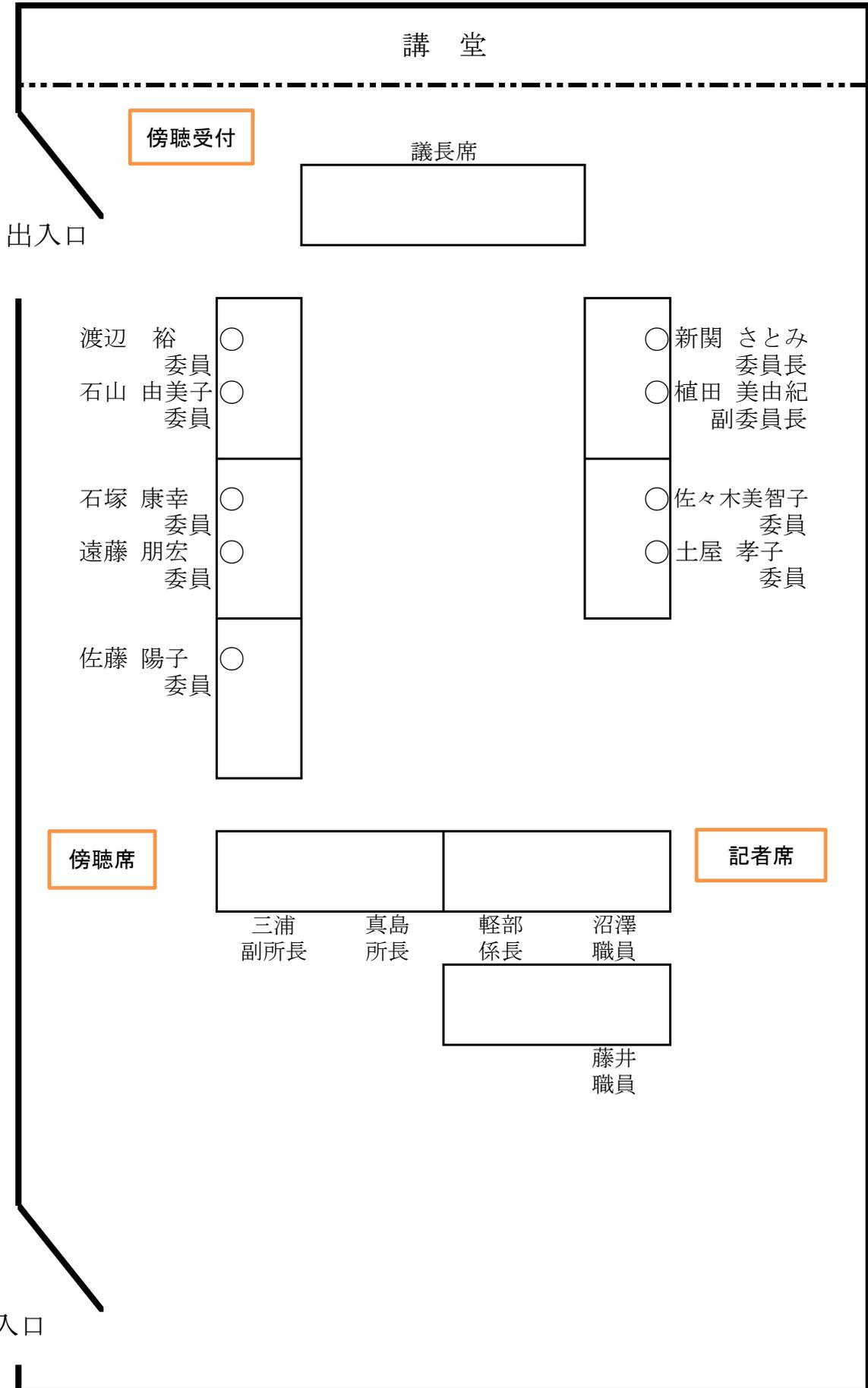
（2）その他

※議長降壇

5 その他

6 閉 会

令和7年度 第2回山形市働く女性の家運営委員会 席次表



## 山形市働く女性の家運営委員会委員名簿

令和8年2月10日現在

役職	氏名	所属事務所・役職名等	委嘱条項	構成別
委員長	にいぜき 新関 さとみ	さとみの漬物講座企業組合 理事長	第6条 第2号	事
副委員長	うえだ みゆき 植田 美由紀	日本大学山形高等学校 非常勤講師	第6条 第3号	学
委員	きさき みちこ 佐々木 美智子	—	第6条 第1号	利
委員	つちや たかこ 土屋 孝子	—	第6条 第1号	利
委員	やまぐち のりお 山口 範夫	山形商工会議所 常務理事	第6条 第2号	事
委員	わたなべ ゆたか 渡辺 裕	株式会社荘内銀行山形営業部 副部長	第6条 第2号	事
委員	いしやま ゆみこ 石山 由美子	特定非営利活動法人 市民社会サポートやまがた 代表理事	第6条 第3号	学
委員	いしづか やすゆき 石塚 康幸	山形県産業労働部雇用・産業人材 育成課 働く女性サポート室 主査	第6条 第4号	関
委員	えんどう ともひろ 遠藤 朋宏	山形市企画調整部 男女共同参画センター 副所長	第6条 第4号	関
委員	さとう ようこ 佐藤 陽子	山形市商工観光部 産業政策課 働きやすさ追求室 副室長	第6条 第4号	関

※委嘱条項について

山形市働く女性の家設置及び管理に関する条例施行規則

※構成別について

利：1号委員 働く女性及び勤労者家庭の主婦

事：2号委員 働く女性を雇用する事業主

学：3号委員 学識経験者

関：4号委員 関係行政機関の職員

※任期 令和8年3月31日まで

☆職員

所長	真島 一範	保健指導員	藤井 るり子	東部公民館 会任職員	吉田 知加
副所長	三浦 吉幸	会任職員	深瀬 薫		
係長	軽部 唯史	会任職員	関 奈美子		
担当主幹	遠藤 政浩	会任職員	沼澤 成奈		

会任職員…会計年度任用職員

# 参考資料(1)

## 令和7年度事業実績

区分	講座名	新・継	実施時期	費用	講師	講座内容	人数(単位:人)				
							定員	申込	決定	出席	託児
家庭生活	ゆかたレッスン講座	継続	6/21(土) 6/28(土) 10:00~ 12:00	レンタル料	小笠原栄子	着付けの練習とマナーを学び浴衣ライフを楽しんでいただく	12	8	8	1回目 6人 2回目 8人	0
職業生活	夏に輝くメイク講座	新規	7/24(木) 19:00 ~21:00	材料代	真田 節子	自分の夏肌に合ったメイクを学ぶ	12	7	7	7	0
家庭生活	女性のためのヨガ講座	継続	9/27(土) 10:00 ~12:00	保険代	阿部 ちえ	疲れた身体の回復と心の癒しをアロマの香りとともにリラックスできる簡単なヨガを楽しむ。	20	16	16	14	0
一般教養	相続登記について学ぶ講座	新規	10/17(土) 13:30~ ~14:30	無料	島津 容子	「相続登記の義務化」や相続登記の手続きはどのようなものなのかを学ぶ。	20	16	16	14	0
家庭生活	初心者でも楽しく学べる編み物講座	新規	11/1(土) 11/15(土) 9:30 ~11:30	材料代	高橋景子	秋冬に向けた猫耳ニット帽制作	6	11	6	6	0
職業生活	今からでも遅くない資産形成講座	新規	11/29(土) 10:00 ~13:00	材料代	庄司あきこ	お金の仕組みについて学び、自身のライフプランにあった資産形成を考える。	30	9	9	7	0
家庭生活	チキンを使ったおうちクリスマス料理講座	新規	12/9(火) 10:00 ~13:00	材料代	菅野由子	チキンを使って簡単なおうちクリスマス料理を楽しく学ぶ。	12	33	18	15	0
一般教養	腸から美しく若返り体操講座	新規	1/24(土) 10:00 ~12:00	無料	伊藤由美	座学+体操で腸活についての理解を深め、自分に合った方法で腸内環境を整える。	20	30	20	17	1
							132	130	100	80	1
健康相談	健康相談	継続	月5日程度 10~12時 13~15時	無料	保健指導員 (福祉文化センター嘱託職員)	専用相談室において、一般来所者に対し、健康相談及び指導を行う	30			—	

※ 応募者多数のため当初の定員数を超えて参加決定者を認めた。  
 なお、事前に講師の承諾を得て万全な感染防止対策を行った上で実施した。

改正

平成9年12月24日条例第46号

山形市働く女性の家設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、この市の働く女性及び勤労者家庭の主婦の福祉の増進を図るため、働く女性の家の設置及び管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

一部改正〔平成9年条例46号〕

(設置、名称及び位置)

第2条 この市に働く女性の家を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 山形市働く女性の家

位置 山形市小白川町二丁目3番47号

一部改正〔平成9年条例46号〕

(事業)

第3条 山形市働く女性の家（以下「働く女性の家」という。）は、次の事業を行う。

- (1) 職業生活及び家庭生活に関する相談並びに指導に関すること。
- (2) 健康及び育児に関する相談並びに指導に関すること。
- (3) 一般教養及び職業生活技術並びに家庭生活技術に関する講習会等の開催に関すること。
- (4) グループ活動、クラブ活動及びレクリエーション活動等余暇の活用のための便宜供与に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、働く女性及び勤労者家庭の主婦の福祉の増進に必要と認められること。

一部改正〔平成9年条例46号〕

(使用者)

第4条 働く女性の家を使用できる者は、次のとおりとする。

- (1) この市の事業所に勤務する女性及び勤労者家庭の主婦
- (2) 市長が適当と認めるもの

一部改正〔平成9年条例46号〕

(運営委員会)

第5条 働く女性の家の業務の運営に関し必要な事項を調査審議するため、働く女性の家に、山形市働く女性の家運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員10人以内をもつて組織する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

一部改正〔平成9年条例46号〕

(使用の許可)

第6条 働く女性の家を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

一部改正〔平成9年条例46号〕

(目的外使用の禁止)

第7条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外に働く女性の家を使用してはならない。

一部改正〔平成9年条例46号〕

(使用の制限)

第8条 市長は、働く女性の家を使用させることが不相当と認めたときは、その使用を許可せず、又は使用を許可した後であつても使用の許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。

一部改正〔平成9年条例46号〕

(原状回復の義務)

第9条 使用者は、働く女性の家の使用が終つたとき、又は使用の中止を命ぜられたときは、直ちに

原状に回復しなければならない。

一部改正〔平成9年条例46号〕

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

(供用開始)

2 働く婦人の家の供用開始は、前項の規定にかかわらず、告示で定めた日からとする。

〔昭和55年市告示第51号により、昭和55年5月1日から供用開始〕

附 則 (平成9年12月24日条例第46号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

改正

昭和56年2月28日規則第5号

昭和60年3月26日規則第12号

昭和62年3月27日規則第6号

昭和63年4月30日規則第22号

平成10年3月18日規則第9号

山形市働く女性の家設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山形市働く女性の家設置及び管理に関する条例（昭和55年市条例第6号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成10年規則9号〕

(開館時間)

第2条 山形市働く女性の家（以下「働く女性の家」という。）の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

一部改正〔昭和60年規則12号・62年6号・平成10年9号〕

(休館日)

第3条 働く女性の家の休館日は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 月曜日（第3日曜日の翌日を除く。）及び第3日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日
- (3) 前2号に規定する休館日が重なる場合は、その翌日
- (4) その前日及び翌日が国民の祝日である日
- (5) 1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日までの日（前各号に規定する日を除く。）

一部改正〔昭和60年規則12号・63年22号・平成10年9号〕

(使用許可)

第4条 条例第6条の規定により使用許可を受けようとするときは、個人の場合にあつては、住所、氏名及び使用目的等を申し出るものとし、団体の場合にあつては、あらかじめ働く女性の家使用許可申請書（別記様式第1号）を市長に提出し、それぞれ許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により団体の使用を許可したときは、働く女性の家使用許可証（別記様式第2号）を交付する。

一部改正〔平成10年規則9号〕

(使用者の遵守事項)

第5条 使用者は、条例及びこの規則に定めるもののほか、別に定める使用者心得を守らなければならない。

一部改正〔平成10年規則9号〕

(運営委員会の組織)

第6条 条例第5条の規定による山形市働く女性の家運営委員会（以下「運営委員会」という。）の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 働く女性及び勤労者家庭の主婦
- (2) 働く女性を雇用する事業主
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の職員

一部改正〔平成10年規則9号〕

(委員長等)

第7条 運営委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

一部改正〔昭和56年規則5号・平成10年9号〕

(会議)

第8条 運営委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 運営委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

一部改正〔昭和56年規則5号・平成10年9号〕

(庶務)

第9条 運営委員会の庶務は、働く女性の家において行う。

一部改正〔平成10年規則9号〕

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、働く女性の家の運営等について必要な事項は、別に定める。

一部改正〔平成10年規則9号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和56年2月28日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和60年3月26日規則第12号)

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年3月27日規則第6号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (昭和63年4月30日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年3月18日規則第9号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

別記

様式第1号

一部改正〔平成10年規則9号〕

様式第2号

一部改正〔平成10年規則9号〕

# 令和7年度山形市働く女性の家事業 受講者アンケートまとめ

(P.8)・・・申込のきっかけについて

(P.9)・・・お住まいの地区について

受講の実績について

受講生年代と満足度について

(P.11)・・・講座開催の希望時期等について

(P.12～14)・・・受講者の声、担当者まとめ

[講座申込のきっかけ]

複数回答可

(単位：人)

講座名・回答者数		広報 やまがた	市役所 HP	ポスター- ※1	知人など	公民館 だより	その他 ※2	記入無	計
ゆかたレッスン講座	8	6	0	0	2	0	0	0	8
夏に輝くメイク講座	7	3	0	1	2	1	1	0	8
女性のためのヨガ講座	14	11	1	1	1	2	1	0	17
相続登記について学ぶ講座（法務局出前講座）	14	15	2	1	1	0	0	0	19
初心者でも楽しく学べる編み物講座	6	5	0	1	0	0	0	0	6
今からでも遅くない資産形成講座	7	5	0	0	1	1	0	0	7
チキンを使ったおうちクリスマス料理講座	15	10	0	1	0	4	0	0	15
腸から美しく若返り体操講座	17	5	3	2	0	6	0	1	17
合計	88	60	6	7	7	14	2	1	97

※1 ポスター掲示箇所

福祉文化センター・チェリア（県男女共同参画センター）・ファース（市男女共同参画センター）・市内7公民館・山形テルサ

※2 インスタグラム等

(参考) 前年度状況

		広報 やまがた	市役所 HP	ポスター-	知人など	公民館 だより	その他	記入無	計
回答者数	184	147	6	10	14	19	3	1	200

[お住まい]

地区名	人数	地区名	人数	地区名	人数
第一	2	滝山地区	9	大曾根地区	1
第二	1	楯山地区	0	高瀬地区	1
第三	1	南沼原地区	6	飯塚地区	0
第四	2	鈴川地区	6	南山形地区	1
第五	11	出羽地区	2	樺沢地区	1
第六	8	千歳地区	3	山寺	2
第七	8	蔵王地区	3	市外	1
第八	9	東沢地区	5	無記入	2
第九	1	金井地区	4		
第十	2	西山形地区	1		

[受講実績]

(単位：人)

講座名・回答者数		ある					ない	記入無	計	
		毎年	数年前	昨年初めて	今年度何回か	記入無				
ゆかたレッスン講座	8	3	1	0	0	1	1	5	0	8
夏に輝くメイク講座	7	5	1	0	1	0	3	2	0	7
女性のためのヨガ講座	14	6	1	1	0	3	1	8	0	14
相続登記について学ぶ講座 (法務局出前講座)	14	4	0	0	1	0	0	10	0	14
初心者でも楽しく学べる編み物講座	6	2	1	1	0	0	0	4	0	6
今からでも遅くない資産形成講座	7	3	0	3	0	0	0	4	0	7
チキンを使ったお家クリスマス料理講座	15	6	0	1	1	4	0	9	0	15
腸から美しく若返り体操講座	17	6	1	4	0	1	0	11	0	17
合 計	88	35	5	10	3	9	5	53	0	88
		40%	14%	29%	9%	26%	14%	60%	0%	

[受講者年代]

(単位：人)

講座名・回答者数	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	記入無し	
ゆかたレッスン講座	8	0	1	1	1	2	3	0	0	0
夏に輝くメイク講座	7	0	0	0	1	0	5	1	0	0
女性のためのヨガ講座	14	0	0	1	1	2	5	5	0	0
相続登記について学ぶ講座（法務局出前講座）	14	0	0	0	1	5	5	3	0	0
初心者でも楽しく学べる編み物講座	6	1	0	1	0	1	2	1	0	0
今からでも遅くない資産形成講座	7	0	0	0	1	4	2	0	0	0
チキンを使ったお家クリスマス料理講座	15	0	0	2	2	6	2	3	0	0
腸から美しく若返り体操講座	17	0	1	2	3	3	3	4	1	0
合計	88	1	2	7	10	23	27	17	1	0

[受講者満足度]

(単位：%)

講座名・回答者数	大変良かった	普通	そうでもなかった	記入無し	全体に対し大変良かったと答えた人の割合
ゆかたレッスン講座	8	0	0	0	100%
夏に輝くメイク講座	7	0	0	0	100%
女性のためのヨガ講座	14	0	0	0	100%
相続登記について学ぶ講座（法務局出前講座）	14	6	6	1	43%
初心者でも楽しく学べる編み物講座	6	6	0	0	100%
今からでも遅くない資産形成講座	7	7	0	0	100%
チキンを使ったお家クリスマス料理講座	15	15	0	0	100%
腸から美しく若返り体操講座	17	14	3	0	82%
合計	88	77	9	1	

[開催希望曜日・時間帯] 複数回答可

(単位:人)

講座名 開催時期 ・曜日・時間帯	回答 者数	希望時期					希望曜日				希望時間帯				こ な い わ ら
		6月 7月	8月 9月	10月 11月	12月 2月	無記 入	平日	土曜	日曜	無記 入	午前	午後	夜間	無記 入	
ゆかたレッスン講座 6月・土曜・午前	8	8	0	0	0	0	3	7	3	0	10	1	2	0	0
メイク講座 7月・木曜・夜間	7	1	0	1	0	6	2	4	2	1	2	5	1	0	3
女性のためのヨガ 講座 9月・土曜・午前	14	6	5	5	2	0	9	6	3	0	12	5	1	0	2
相続登記について 学ぶ講座 10月・金曜・午後	14	1	0	5	1	0	12	6	3	1	5	14	2	0	1
初心者でも楽しく 学べる編み物講座 11月・土曜・午前	6	3	3	4	2	0	6	2	3	0	6	5	0	0	0
今からでも遅くない 資産形成講座 11月・土曜・午前	7	1	2	1	1	2	2	4	2	1	5	3	0	1	1
おうちクリスマス 料理講座 12月・火曜・午前	15	6	3	8	8	2	15	2	2	0	17	2	0	0	2
陽から美しく若返り 体操講座 1月・土曜・午前	17	5	4	6	0	1	9	14	9	1	20	9	3	1	1
合計	88	20	10	16	6	8	34	29	16	3	40	33	6	1	7

## R7 事業終了後のアンケートより（受講者の声・担当まとめ）

### 「ゆかたレッスン講座」

#### 受講者より

- ・アレンジの仕方を教えていただき、面白かった。
- ・ゆかたを自分で着られる自信がなかったので、基本を知れて良かった。
- ・丁寧に指導をしていただきわかりやすかった。

#### まとめ

受講者の年代層は幅広く、いずれの年代の方にも楽しんで受講していただくことができた。受講理由としては、知人からの紹介や自宅に眠っていた着物を再び活用したいといった声など様々であった。

また、例年に比べて20代や30代の応募が増加した点も特徴として挙げられる。今回は受講者数に対し講師およびスタッフの方の人数が充実していたため、マンツーマンに近い形での指導が可能となり、「分からない点をすぐに対応してもらえた」といった声を受講者から多く寄せられた。

### 「夏に輝くメイク講座」

#### 受講者より

- ・プロのメイクを間近で見ることが出来た。
- ・メイクのポイントを教えていただいてとても勉強になった。
- ・トレンドを教えていただけ良かった。

#### まとめ

今回の受講者の年齢層は40代以上の方が多く、昨年と比較すると若年層の受講が少ない結果となった。今後は各年齢層に合わせた講座テーマを検討し、若年層にも関心を持って参加していただけるような工夫が必要であると感じた。

また、メイクに関する質問や、化粧道具・化粧品などについて受講者同士で情報を共有しながら進めたことで、講師との距離感も近く、和気あいあいとした雰囲気非常に有意義な二時間となった。

### 「女性のためのヨガ講座」

#### 受講者より

- ・ヨガが初めてだったので年配の人でもできると実感させていただきよかった。
- ・ゆったりとした雰囲気気持ちよくヨガをすることが出来、大変良かった。
- ・安価で体験出来てよかった。初めてでも無理のない指導だった。

#### まとめ

昨年に比べて、応募者数及び受講者数はやや少なかったものの、講師が受講生一人一人の姿勢や体調に配慮しながら指導を行い、無理のないペースで講座を進めることが出来たため、受講者にとって安心して取り組める、充実した時間となった。

また、アロマを焚いた落ち着いた空間でヨガを行うことで、日常生活での疲れを和らげ、「心身ともにリフレッシュできた」という声も見られ、満足度の高い講座となった。

### 「相続登記について学ぶ講座（法務局出前講座）」

受講者より

- ・相続登記について学びたいと思っていた時期だったので、大変参考になりました。
- ・実際に争うことになった例を知りたかった。
- ・詳しく知りたいことが知れて良かった。

まとめ

アンケートの結果からは、「大変参考になった」といった肯定的な意見がある一方で、「自身のケースについてより詳しく知りたかった」といった声も多く見られた。相続登記は受講者それぞれの家族構成や財産状況によって内容が大きく異なるため、全ての受講者の個別課題を解決することは難しい。そのため、次年度以降に同様の講座を開催する場合は、質問コーナーにおける個人的な事例に関する質問を制限し、講座内容全般に関する質問に限定することを事前に周知していきたい。

### 「編み物講座」

受講者より

- ・棒編みの基本が理解できた。また、完成まで作れた。
- ・編む作品の難しさもちょうどよく、先生の教え方がとても丁寧でわかりやすかった。
- ・少人数で質問しやすく、知りたかった事など教えていただくことが出来た。

まとめ

今回は一週間の間隔をあけた全2回のコースとして実施したが、編み物の進捗状況にあった日程であり、「無理なく作品作りを進めることが出来た」といった声が複数寄せられた。また、編み物は若年層を中心に人気が高まっており、今回の講座でも10代の受講者が見られた。そのため、人気があるものや流行している物を取り入れた講座は世代を問わず参加できるため、今後の事業計画に役立てていきたい。

### 「今からでも遅くない資産形成講座」

受講者より

- ・お金の話も分かりやすく、実践的なことも知ることが出来た。
- ・自分の考えるポイントの目安になった。
- ・各制度の違いが少し分かった。

まとめ

今回の講座を通して受講者それぞれが自身のライフプランや将来設計を見つめ直し、自分にあった資産形成の方向性について理解を深めることが出来たと感じられた。また、講師へ事前に参加者の年代構成を共有していたことで、年代別に配慮した資料作成や講話が行われ、参加者からは「内容がわかりやすかった」との声があった。そのため事前情報の共有は講座の理解度向上につながると感じた。

### 「チキンを使ったおうちクリスマス料理講座」

受講者より

- ・簡単でとても美味しく、野菜も沢山取れて良かった。クリスマスに作りたい。
- ・短時間で数種類作れてよかった。普段使う食材のアレンジを覚えられてよかった。
- ・どの料理も簡単で美味しく普段のレパートリーに加えたいと思う。

まとめ

今回の講座では、スープ・サラダ・チキン・デザートといったクリスマスの食卓に並び一通りのメニューを紹介したことで、受講者が自宅でクリスマス料理を準備する際の献立やサイドメニュー選びの参考になったと感じられた。

また、「家にある食材で手軽に作れるのが嬉しい」「普段の料理にも応用できそう」といった声が多く見られたことから、実用性の高い内容が受講者の満足度向上につながったと考えられる。

### 「腸から美しく若返り体操講座」

受講者より

- ・腸内細菌の活発化の必要性が理解できた。
- ・腸が良い状態だと免疫も up するのがわかりました。
- ・早速実践できる内容ですごく良かった。

まとめ

今回の講座は初めての開催であったが、腸活が健康や美容に関わる分野として近年注目されていることから、幅広い年代から申し込みがあり、非常に人気の高い講座となった。

講座内容は、座学、体操、利き味噌と多岐にわたり、受講者が楽しみながら学べる構成で満足度向上につながったと考えられる。また、講座を通して理解を深め、日常生活に取り入れるきっかけとなったと感じられた。